

# 更新講習修了確認までの流れ

免許状を更新するためには次の2つの手続が必要です。

1. 修了確認期限までに大学などで更新講習を受講し、修了する
2. 教育委員会で修了確認を受ける

※H30.3.31が修了確認(有効)期限の方の場合

H28.2.1

受講期間(2年)

確認申請締切  
H30.1.31

確認期限

H30.3.31

## ①修了確認期限または有効期間の確認

## ②受講する講習の申込

## ③受講・修了

## ④更新講習修了確認

教育委員会における更新事務作業期間(2ヶ月)

旧免許状か新免許状かで修了確認期限又は有効期間の扱いが異なりますのでご注意ください。

なお、栄養教諭は旧免許状でもさらに修了確認期限が違うため、最初に取得した免許が平成21年3月末までに授与された旧免許状所持者でも、栄養教諭免許の有無によって扱いが異なります。

大学などが開設する講習を選び、申込を行います。講習内容は文部科学省や各大学のHPなどで情報提供を行います。



30時間の講習を修了！次は修了確認申請を行います。

**更新完了！**  
次の10年間免許状は有効です。

(注) 次の修了確認期限は先の修了確認期限の満了から10年後の年度末です。

次の修了確認期限は平成34年3月31日か。

最初の修了確認期限は平成30年3月31日か。

